

富士五湖自然首都圏フォーラム情報発信業務委託仕様書

1 委託業務名

富士五湖自然首都圏フォーラム情報発信業務

2 業務期間

契約締結の日から令和6年3月31日までとする。

3 事業の目的

富士五湖自然首都圏フォーラムの取り組みについて専用 Web サイト (<https://fuji5lakes-forum.jp/>) を通じて発信することにより、県民、事業者等の興味・関心を喚起し、フォーラムへの参画を促すとともに、取り組みを加速させることを目的とする。

4 業務内容

受託事業者は、次に掲げる(1)から(5)の項目について、山梨県と協議しながら委託業務を実施すること。

(1) 専用 Web サイト管理者との連絡調整

下記(2)～(5)の業務実施に必要な範囲で、専用 Web サイトに係るサーバー使用環境提供やドメイン維持、各種設定を行う管理者と連絡調整を行うこと。

(2) 専用 Web サイトにおけるニュース記事制作及びニュース動画編集

①受託者は、ニュース記事制作にあたり、富士五湖自然首都圏フォーラムに興味・関心を持たせるような適切な記事を制作すること。

②受託者は、次に掲げるニュース記事を8本程度制作し、専用 Web サイトで公開すること。

- ・ 県及び参画団体による富士五湖自然首都圏フォーラムの取り組みに関する記事
(内容は、県と協議の上、決定する。)

- ・ 記事本数については8本程度を見込むが、実施にあたっては県と協議の上決定する。

③受託者は、次に掲げる動画を4本程度制作し、専用 Web サイトで公開すること。

- ・ 富士五湖自然首都圏フォーラムの代表、会長等及び参画団体の代表等による対談動画
(内容、出演者等は県と協議の上、決定する)

- ・ 富士五湖自然首都圏フォーラムの参画団体の取り組みをPRする動画

- ・ 動画本数については4本程度を見込むが、実施にあたっては県と協議の上決定する。

(3) 専用 Web サイトにおけるプレスリリースの掲載

山梨県が作成するプレスリリースに必要な修正を加え、専用 Web サイトで公開すること。

(4) 効果的なPR等

①受託者は、山梨県と協議の上、SNSを活用する、広告を配信する、SEO対策をするなど

の方法により、ターゲットをページに誘導すること。

②受託者は、専用 Web サイトのアクセスログ解析を行うこと。

③受託者は、専用 Web サイト「お問い合わせ」が到達した場合、その内容について速やかに山梨県に報告し、山梨県と協議した対応内容を「お問い合わせ」発出者に対して回答すること。

(5) その他

ワーキンググループの追加など専用 Web サイトのデザイン修正が必要には、その修正案を山梨県と協議の上で作成し、専用 Web サイトで公開するにあたり必要な調整を管理者と行うこと。

5 実施について

(1) 委託業務を総括する責任者を置き、山梨県と常時連絡が取れる体制とすること。

(2) 委託業務に必要な資機材は、受託事業者が用意すること。

(3) 月 1 回以上の企画会議を開催し、山梨県と協議の上、取材する題材や記事の構成案、広報計画等について決定すること。なお、企画会議の結果については、受託者で取りまとめの上、速やかに山梨県に報告すること。

(4) 本委託業務について広告の表示回数、SNS での発信回数、記事の閲覧数、閲覧者の属性等の分析数値などを企画会議の際のほか、県の求めに応じて報告すること。また、その結果に応じて、閲覧者の傾向などを分析し、山梨県に対してその都度改善案を示すとともに、以後の記事制作に随時適切に反映させること。

(5) 受託事業者は、委託業務の履行にあたって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに山梨県と協議を行うこと。

6 事業報告

委託業務終了後、委託業務完了報告書を提出することとする。

7 留意事項

(1) 委託業務の遂行に際しては、関係法令等を遵守すること。

(2) 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず、第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報については、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

(3) 委託業務において個人情報を取り扱う場合には、「富士五湖自然首都圏フォーラム情報発信業務委託契約書」別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(4) 委託業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つよう心掛けなければならない。

(5) 委託業務の実施で得られた成果、情報（個人情報・企業情報を含む）等については山梨県に帰属する。

(6) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務の報告や資料提出等、積

極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務の終了年度の翌年度から5年間保存しておくこと。

- (7) 委託業務の実施にあたっては、随時、山梨県へ連絡、報告、協議のやりとりを行う等、情報共有を密にしなければならない。
- (8) 委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。但し、契約業務の一部を委託する場合には、事前に山梨県の承諾を得るものとする。

8 その他

本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、山梨県と受託者で協議の上、山梨県の指示に従うものとする。